

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（イ）－⑦⑧⑨の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（イ）－⑦⑧⑨の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（売上関連）

【認定要件】

※（1）の要件を満たし、（2）のいずれかの場合で割合または減少率が5%以上減少していること。

（1）業歴3か月以上1年3か月未満の中小企業者。

（2）・1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合
→【様式第5-(イ)-⑦】を使用

・主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合
→【様式第5-(イ)-⑧】を使用

・指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合
→【様式第5-(イ)-⑨】を使用

【提出書類】

<個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近3か月間の売上等の分かるもの（売上帳簿など）
- ③最近3か月間の主たる事業の売上等の分かるもの（売上帳簿など）（様式第5-(イ)-⑧の場合のみ）
- ④最近3か月間の指定業種に属する事業の売上等の分かるもの（売上帳簿など）（様式第5-(イ)-⑨の場合のみ）
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近3か月間の売上等の分かるもの（売上帳簿など）
- ③最近3か月間の主たる事業の売上等の分かるもの（売上帳簿など）（様式第5-(イ)-⑧の場合のみ）
- ④最近3か月間の指定業種に属する事業の売上等の分かるもの（売上帳簿など）（様式第5-(イ)-⑨の場合のみ）
- ⑤現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工G

0587-54-1111（内線337）